（適用範囲）

第一条　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　協定規則第百三十四号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用として圧縮水素を充塡するための容器

二　国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器　次に掲げるもの

イ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充塡するための容器

ロ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充塡するための容器

［削る］

三　［略］

［削る］

四　海外認定容器　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器（容器に使用する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器

五　海外認定附属品　次に掲げるもの

イ　協定規則第百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

ロ　協定規則第百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品

第三条　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める基準のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

2　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める基準のうち、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める材料を使用して製造すること。

二　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める肉厚を有するように製造すること。

三　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める構造及び仕様により製造すること。

（適用範囲）

第一条　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百三十四号に基づき認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

［新設］

［新設］

一　繊維強化プラスチック複合容器　ライナーに、周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器

二　［略］

三　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　協定規則第百三十四号に基づき認定された自動車の燃料装置用として圧縮水素を充塡するための容器

［新設］

［新設］

第三条　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］